

契 約 書

株式会社三菱総合研究所（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）との間で、下記条項により、甲が内閣官房から受注している「ウィズコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に向けた調査研究業務」に関連する業務の委託契約を締結する。

記

（契約の目的）

第1条 本契約の目的は次のとおりとする。

1. 名 称 〇〇〇, 〇〇〇（以下「本業務」という。）
2. 内 容 別紙仕様書のとおり
3. 契約金額 金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円也
（うち消費税及び地方消費税額〇〇〇, 〇〇〇円）
4. 納入場所 別紙仕様書のとおり

（契約の履行）

第2条 本業務の履行内容については、別紙仕様書によるものとする。

（権利義務の譲渡）

第3条 乙は、本契約により生ずる権利義務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに第三者に譲渡し又は承継させてはならない。

（再委託の制限）

第4条 乙は、本業務の全部又は主要部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙は、本業務達成のため、本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、別添1の様式により申請の上、甲の書面による承認を受けなければならない。
- 3 前項の承認申請は、既に承認を受けた事項に変更を行う必要が生じた場合、又は再委託の相手方がさらに再委託を行うなど複数の段階で再委託が行われる場合も同様とする。
- 4 再委託の内容が本業務の主要部分でない場合（印刷製本費、リース料、翻訳料、会場借料などの軽微な再委託である場合）は、前二項の承認を要しないものとする。
- 5 前三項の規定により、乙が第三者に再委託をした場合において、当該再委託先の相手方（複数の段階で再委託が行われる場合の再委託の相手方を含む。以下同じ。）の行為は乙の行為とみなす。また、当該再委託の相手方は、乙が負っている本契約上の義務と同

等の義務を負う。

(監督及び報告)

第5条 甲は、本契約の適正な履行を確保するため甲の指定する社員等をもって監督に当たらせることができる。

2 乙は、甲に対し、本業務の進捗状況等を随時報告しなければならない。

(検査)

第6条 乙は、本業務が終了したときは、甲に本業務終了の報告及び成果物の提出を行い、検査を受けなければならない。

2 甲は、前項の報告及び成果物の提出を受けたときは、10日以内に検査をしなければならない。

3 前項による検査の結果、不合格となった場合、乙は、甲の指示に従い、遅滞なく不合格となった箇所を修正し、再検査を受けなければならない。

4 検査及び修正に要する費用は乙の負担とする。

(検査結果の通知)

第7条 甲は、前条による検査が終了したときは、速やかに乙に通知しなければならない。

(代金の請求)

第8条 乙は、甲より検査合格の通知を受けたときは、代金を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による適法な支払請求書を受領したときは、その日から30日以内に当該代金を支払わなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、下請代金支払遅延等防止法の適用がある場合にはその定めによる。

(支払遅延利息)

第9条 甲は、前条第2項の規定による期間内に当該代金の支払いが完了しない場合は、請求金額に約定の支払期限到来の日の翌日から支払いをするまでの日数に応じ年利2.60%を乗じて得た金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。

(遅延賠償金)

第10条 乙は、仕様書において甲が指定する期限内に本業務を終了することができないと認められるときは、速やかに甲に対し遅延の事由及び終了見込月日を明らかにした書面を提出し、甲の指示を受けるものとする。

2 甲は前項の規定による書面の提出があったときは、審査の上指定期限後に終了する見

込みがあると認めるときは、遅延賠償金を徴収することとして期限延長を認めることができるものとする。ただし、遅延の事由が天災地変等やむを得ない場合には、乙はその事由を附して遅延賠償金の免除を申し出ることができる。

- 3 前項に規定する遅延賠償金は、契約履行未済金額に年利3.00%を乗じて得た金額とする。

(違約金)

第11条 甲は、乙が本契約に定める義務を果たさなかったとき又は不正行為があったときは、本契約を解除することができるものとする。この場合において、甲は、乙から契約金額の100分の10を違約金として徴収することができる。

- 2 前項に定める違約金は、損害賠償の予定又はその一部としないものとする。

(談合等の不正行為)

第12条 談合等の不正行為に関する契約条項については、別添2「談合等の不正行為に関する特約条項」によるものとする。

(暴力団排除)

第13条 暴力団排除に関する契約条項については、別添3「暴力団排除に関する条項」によるものとする。

(危険負担)

第14条 第7条に規定する検査完了通知を受領する以前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。

(関係法令上の責任)

第15条 乙は、本業務に従事する従業員に対する雇用者及び使用者として労働基準法の他、同従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理し、甲に対し責任及び迷惑を及ぼさないものとする。

(契約不適合)

第16条 甲は、乙に対し、成果物が本契約の内容に適合しないものであるときは、成果物の補修による履行の追完を請求することができる。ただし、乙は、甲に不相当な負担を課するものでないときは、甲が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。

- 2 前項に規定する場合において、甲が、相当の期間を定めて履行の追完を催告し、その期限内に履行の追完がないときは、甲はその不適合の程度に応じて代金の減額を請求す

ることができる。

- 3 第1項に規定する場合において、甲は、損害賠償の請求又は本契約の解除をすることができる。
- 4 前三項に定める請求に当たっては、乙が本契約に不適合な成果物を引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知するものとする。

(知的財産権)

第17条 本業務で制作される一切の成果物について、著作権法第27条及び28条に定める権利を含む全ての著作権は、引き渡し時に、乙から甲に譲渡されるものとする。

- 2 乙は、本業務において発生する全ての著作人格権を行使せず、また、第三者をして行使しないものとする。ただし、乙は、本契約期間中も含め、成果物の原作者として、成果物を、研究・教育目的で公表することができる（本契約期間中に当該公表を行う場合は、公表内容について事前に甲の承諾を得なければならない）。
- 3 納入された成果物に関する権利は甲に属するものとする。
- 4 乙は、前三項の規定に基づき甲に譲渡された成果物に係る権利が、最終的に甲の顧客である内閣官房に帰属し、内閣官房は、成果物を政府が行う広報活動等に任意に利用できることを異議なく確認する。
- 5 成果物に第三者の権利を有する著作物が含まれている場合、甲が特に使用を指示した場合を除き、乙は当該著作物使用に際して、費用負担を含む一切の使用許諾条件等につき、事前に了承を得ることとし、甲及び内閣官房は既存の著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。
- 6 本業務に関して、第三者との間で著作物に関わる権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争等の原因が専ら甲の責に寄与する場合を除き、乙は自らの責任と負担について一切の処理を行うこととする。

(秘密の保持等)

第18条 乙及びその使用人（従業員、職員を含む。）は、甲の事前の書面による承諾なしに本契約の履行上知り得た一切の情報（以下「秘密情報」という。）を第三者に開示若しくは漏洩し、又はこの契約の目的以外の目的に利用してはならない。

- 2 乙は、本業務の履行に必要な最小限の範囲内でのみ秘密情報を複製することができる。
- 3 乙は、秘密情報の紛失、漏えい、破壊、改ざん又は不正アクセス等があった場合は、直ちに甲に報告するとともに、自己の責任と負担において原状回復、信用維持その他一切の措置を講じなければならない。この場合において、甲は、乙に対し必要な指示をすることができる。
- 4 乙は、第1項に基づき第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に対し乙が甲に対

して負うべき義務と同等の義務を負わせるとともに、甲に対し当該義務の履行について全ての責任を負う。

- 5 乙は、秘密情報を管理するための適切な情報セキュリティ対策を実施しなければならない。この場合において、体制に不備がある又はその恐れがある場合には、甲乙間で対応について協議しなければならない。
- 6 乙は、契約期間の終了後、秘密情報を、甲の指示に従い、速やかに返却、廃棄又は消去しなければならない。
- 7 乙は、個人情報に関して、別添4「個人情報取扱特記事項」に従って取り扱うものとする。
- 8 本条の規定は、契約期間終了後も引き続き有効とする。

(紛争の解決)

第19条 本契約に疑義が生じたとき又は本契約書に明記していない事項については、その都度甲、乙協議の上決定するものとする。

(契約の遡及)

第20条 本契約は、契約締結日にかかわらず、令和X年XX月XX日より遡及的に効力を有するものとする。

(補則)

本契約を証するため本書2通を作成し、当事者が記名押印の上各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都千代田区永田町二丁目10番3号
株式会社三菱総合研究所
デジタル・イノベーション本部長
村野 正泰

乙 住所
機関
代表者

別添1

令和 年 月 日

株式会社三菱総合研究所
デジタル・イノベーション本部長
村野 正泰 殿

機関 代表者 印

ウィズコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に向けた調査研究業務
再委託承認申請書

令和 年 月 日付けで締結した標記本業務について、再委託を以下のとおり行いたいので、承認されるよう申請します。

ウィズコロナ時代の実現に向けた主要技術の実証・導入に向けた調査研究業務
再委託申請書

再委託先の住所、氏名

再委託を行う本業務の範囲

再委託の必要性

再委託金額

以上

別添2

談合等の不正行為に関する特約条項

(談合等の不正行為に係る解除)

第1条 甲は、本契約に関して、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。)に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき(乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。)
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第2条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金(損害賠償金の予定)として、甲の請求に基づき、契約金額の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2(同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）及び第7項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (2) 当該刑の確定において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第3条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。

以上

別添3

暴力団排除に関する条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲又はその職員の本業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

2 乙は、前2条各号のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人

等（下請負人（下請が数次にわたるときは、全ての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降の全ての受託者を含む。）並びに乙、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

（下請負契約等に関する契約解除）

第4条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償等）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することを要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。
- 3 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、契約金額（一部解除の場合は、解除部分に相当する金額）の10%の金額を乙から違約金として徴収するものとする。
- 4 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は本業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

以上

個人情報取扱特記事項

(個人情報保護の基本原則)

第1条 乙は、個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）第 2 条第 2 項に規定するものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、本業務を実施するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又はこの契約の目的以外の目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(本業務従事者への周知)

第3条 乙は、直接的であるか間接的であるかを問わず、乙の指揮監督を受けてこの契約による本業務に従事している者（以下「本業務従事者」という。）に対して、在職中及び退職後においても、本業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護の徹底について周知しなければならない。

(適正な安全管理)

第4条 乙は、本業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん、又は損傷の防止その他の個人情報の適切な安全管理のために必要な措置を講じなければならない。また個人情報の漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、利用目的、本業務の内容、個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、氏名を番号に置き換える等の匿名化措置を行わなければならない。

(再委託の制限等)

第5条 乙は、甲が承認した場合を除き、個人情報の取り扱い業務を再委託してはならない。また、再委託する場合にあっては、乙は、再委託先（再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）への必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(収集の制限)

第6条 乙は、本業務に係る個人情報を収集するときは、本業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 乙は、甲の指示又は承諾がある場合を除き、本業務に関して知り得た個人情報を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理の確認)

第9条 甲は、乙が取り扱う個人情報の安全管理措置が適切に行われていることを適宜確認することとする。また、甲は必要と認めたとき、乙に対し個人情報の取り扱い状況について報告若しくは資料の提出を求め、又は乙が個人情報を取り扱う場所で、当該取扱状況を検査することができる。

2 甲は、本業務に係る個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、乙における管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認することができる。

(本業務従事者の監督)

第10条 乙は、本業務従事者に対し、個人情報に関する秘密保持義務を負わせるとともに、その目的外利用を禁止するものとする。

2 乙は、本業務の遂行上、実際に個人情報を取り扱う本業務従事者の範囲を限定するものとし、当該本業務従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

3 乙は、本業務従事者が退職する場合、当該本業務従事者に対し、退職後の秘密保持義務に関する誓約書の提出を求めるなど、在任若しくは在職中に知り得た全ての個人情報の返還又は破棄を義務づけるために合理的に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(改善の指示)

第11条 甲は、報告、資料の提出又は実地検査の結果、乙において個人情報の安全管理措置が十分に講じられていないと認めたときは、乙に対し、その理由を書面により通知かつ説明した上で、安全管理措置の改善を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、安全管理措置の改善について甲と協議を行わなけ

ればならない。

(廃棄等)

第12条 乙は、本業務に関して知り得た個人情報について、甲から指示があったとき又は保有する必要がなくなったときは、确实かつ速やかに発注者への返却、廃棄又は消去（以下「廃棄等」という。）しなければならない。なお、乙が本業務に関して知り得た個人情報の廃棄等を行った場合には、甲に対して、速やかにその旨を書面で報告するものとする。

(事故発生時における報告)

第13条 乙は、この契約に基づく個人情報に関する事項に違反する事態が生じ、又はそのおそれがある場合は、直ちに甲へ報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(違反した場合の措置)

第14条 甲は、乙が記載事項に違反した場合は、契約を解除することができるとともに必要な措置を求めることができる。

以上